

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

年金制度は、日本を支えている皆さんの生活を守る大切な制度です。日本の社会や経済が変化しても制度がきちんと保たれるように、さまざまな仕組みがあります。

その中の一つに、経済的に納付が困難である場合など一定条件を満たす方々への救済措置として、国民年金保険料の免除・納付猶予制度があります。

これらの制度は、適用される制度によって違いがありますが、審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。申請し、審査が通った場合に適用されます。

全額免除・一部免除

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。免除額は

①全額免除

②一部免除（4分の3、半額、4分の1）

があり、審査により1か月単位で免除されます。

免除期間は受給資格期間に反映されますが、②の場合は減額された保険料を納付されない限り、『未納』扱いとなり、年金受給資格期間には反映されません。

納付猶予学生免除特例

50歳未満の方（納付猶予）または学生の方（学生納付特例）は、審査により保険料の納付が1年ごとに猶予されます。猶予期間中は年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

失業した場合の特例

失業した場合に保険料免除・納付猶予制度の申請を行う際は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、失業した年またはその翌年に申請された場合に適用されます。

未納より、こんなにいい制度です！

- ①「未納」だと遡って2年前までしか納められないところ、「追納」として遡って10年前の分まで納めることができます。（納めると老齢基礎年金が増えます）
- ②「未納」だと障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますが、免除・納付猶予制度の場合（一部免除にいて減額された保険料を納付してない場合は除く）は受け取る条件に含まれます。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除額の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和3年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和3年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。申告書の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」日本年金機構から送られます。

令和3年1月1日～9月30日までの納付分→11月上旬送付

令和3年10月1日～12月31日まで納付分→翌年2月上旬送付

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

- 新型コロナウイルス感染症の影響がある方もご相談ください。
- 基礎年金番号又はマイナンバー、本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）をご本人が持参のうえ、お問い合わせとなります。



詳しくはこちらから

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522
村民課 年金係 ☎966-1205